

特定訴訟代理試験に合格 侵害訴訟代理試験に合格

特許侵害の訴訟活動可能に

羽鳥国際特許商標事務所
 所(前橋市北代田町64
 5-52027-231
 56288) 所長の羽鳥
 巨さん(左)のほど、特定
 同訴訟代理人として訴訟



羽鳥国際特許商標事務所
 羽鳥 巨さん

活動ができるようになった。県内の弁理士では初めてで、羽鳥さんは「これまで弁護士に遠慮していた面もあったが、これによりこれまで以上に質の高いサービスを提供できる」と意気込んでいる。

同制度は司法制度改革の一環として弁理士や司法書士、税理士などの隣接法律専門職種を対象に、それぞれの専門分野における訴訟活動を行いやすくするよう今年度から実施しているもの。

これまでは、例えば弁理士が知的所有権侵害事件を扱う場合、弁護士の補佐人という形でしか、裁判に参加できなかったが、同試験の合格により、弁護士との共同訴訟代理人として、訴訟活動ができるようになる。

具体的には答弁書や準備書面を専門家自らが作成できるようになるため、効率良く裁判を進行できるというわけだ。

同試験(弁理士)は半年以上におよぶ、研修を受けたもののみ、受験資格が与えられ、第1回は全国で804人が受験、553人が合格した。

羽鳥巨所長の話 特許への関心が高まるなか、特許侵害事件を扱うケースもますます増えてくる。こうしたなか、この資格を持つことで、顧客との信頼関係を高められるとともに、新規顧客の開拓にもつながるはず。